

市・県民税の 申告相談が始まります

市・県民税の申告相談は、2月16日(月)から3月16日(月)までの1カ月間です。申告が必要となる人は、期間内に忘れずに申告してください。

一昨年から本庁・支所ともに、それぞれ1カ所の会場で申告相談を行っています。広報1月号に掲載した会場や日程をご確認の上、お間違えないようにお越しください。

●ご協力ください

①農業所得の申告をする人は、必ず「収支内訳書」あるいは「月別集計表」を作成して当日持参してください。

②医療費控除のある人は、領収書などを個人別、医療機関別、日付順に分けて集計し、当日持参してください。

③農業所得の申告をする人で、「収支内訳書」あるいは「月別集計表」を作成していない方、また、医療費控除を受ける人で集計をしていない方は、申告相談の時間短縮のため、会場において、ご自分で集計していただきますので、時間がかかる場



合があります。あらかじめ、ご了承ください。

※申告期間中、市役所本庁2階の申告会場に、eTAX(国税電子申告・納税システム)に対応できるパソコン2台を設置します。ぜひご利用ください。

問い合わせ 税務課市民係
(☎0824-731146)
または各支所税務担当係



庄原市の
税額・税率は
全国標準

市・県民税の仕組み

個人の市・県民税は、1月1日に住所のある市町村において、前年1月から12月までの1年間の所得などに応じて、均等割と所得割が課税されます。税額と税率は地方税法で定められており全国共

通の額です。平成19年度の庄原市の個人市・県民税は、一人当たり56,602円で、県内14市中最も低い額となっています。

◎均等割

一定額以上の所得がある人に対して、県民税千円と市民税3千円が均等に課税されます。なお、広島県は「ひろしまの森づくり県民税」として、500円が県民税均等割額に加算されています。

「一定の額以上の所得」は、それぞれの市町村の条例で定めることになっており、近隣の自治体と同様に庄原市は28万円と定めています。

◎所得割

それぞれの所得や所得控除などに応じて、所得割が課税されます。その仕組みは所得税の計算とほぼ同様のものとなっています。税率の県民税4%・市民税6%や、税額控除については地方税法で定められており、全国共通となっています。

☆一般的な所得割の計算方法

(所得金額－所得控除)×税率－税額控除＝所得割額

固定資産税の仕組み

固定資産税は次のような手順で税額が決定します。

①固定資産を評価し、価格を決定し、その価格をもとに課税標準額

を算定します。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。

土地の評価額は現況の地目に応じて評価された金額で、宅地の評価額は「公示価格」などの7割程度を目標に決まります。家屋の評価額は、再び同じ家を建替えた場合にかかる費用を基礎として評価します。そのため、他の市町村と比べ庄原市の評価額が異常に高くなるということは起きません。このようにして決定された価格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録し、固定資産課税台帳の縦覧(毎年4月1日より5月末まで)に供しています。

土地と家屋の評価額は、3年毎に評価替えを行い、次の評価替えまで評価額を据え置きます。宅地の税負担については、調整措置が講じられ負担水準の低い土地はなだらかに上昇する仕組みを導入しています。

②毎年1月1日現在で、市内に固定資産を所有している人に1.4%の税率で固定資産税を納めていただくこととなります。

課税標準額×税率＝税額

市・県民税の年金天引きが始まります

税務課市民係 ☎0824-731146

公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図るため、平成21年10月支給分の公的年金から、市・県民税を天引きする(特別徴収)制度を開始します。

特別徴収の対象となる方

次の要件をすべて備えている方が対象となります。

- ①前年中に公的年金の支払いを受けていること。
- ②当該年度の初日に65歳以上になつており、国民年金法に基づく老齢基礎年金等年額18万円以上の支払いを受けていること。
- ③介護保険料が年金から特別徴収されていること。

特別徴収の対象となる市・県民税

公的年金などに係る所得割額と均等割額が天引きになります。給与所得や農業所得など他の所得がある場合は、これらに係る所得割額と均等割額は給与からの特別徴収または自分で納付する普通徴収となります。

特別徴収の方法

年6回の公的年金支払時に、社

会保険庁などが特別徴収を行い、翌月10日までに市に納入します。なお、新たに特別徴収になる方と特別徴収2年目以降の方では徴収方法が異なります。

①特別徴収初年度(初めて天引きされる年度。平成21年度はすべての方がこの徴収方法になります)

●年度の前半(普通徴収)
公的年金などに係る所得割額と均等割額の半分を、6月、8月の2回で普通徴収により納付。

●年度の後半(特別徴収)
残り半分の、10月、12月、2月の3回の年金支給時に特別徴収します。

②特別徴収2年目以降(前年度から継続して天引きされる年度)
●年度の前半(仮特別徴収)
前年度後半の特別徴収税額を3回に分けて4月、6月、8月に特別徴収します。

●年度の後半(本特別徴収)
年税額から仮特別徴収額を差し引いた残額を10月、12月、2月の3回の年金支給時に特別徴収します。

今年の確定申告はe-Taxで!

●平成20年分の確定申告期限

所得税・贈与税	3月16日(月)
消費税・地方消費税 《個人事業者》	3月31日(火)

●庄原税務署からのお知らせ

確定申告会場の開設日程
会 場 庄原税務署 2階会議室 ☎(0824)72-1001
開設日 2月16日(月)から
3月16日(月)までの土日以外

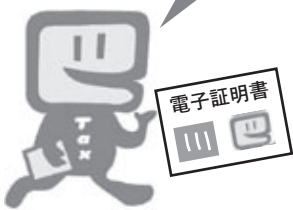
1. 最高 5,000 円の税額控除が受けられます。

平成20年分の所得税の確定申告書の提出を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期間内に、e-Taxを利用して行くと、所得税額から最高5,000円の税額控除を受けることができます(平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません)。

2. 第三者作成書類の提出省略ができます。

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出または提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります)

所得税の申告は
イータックスなら…
こんなに
便利です!



詳しい情報は e-Tax ホームページへ **イータックス** で **検索**